



## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	広島厚生病院	広島県広島市南区仁保新町一丁目5番13号	一般病床 150床
介護老人保健施設	eハウス	広島県広島市南区仁保一丁目6番18号	入所定員 42名 通所定員 20名

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーションほほえみの運営及び介護予防事業	広島県広島市南区仁保新町1-5-27	
居宅介護支援センターこうせいの運営	広島県広島市南区仁保1-6-18	
広島市の委託を受けて行う仁保・楠那地域包括支援センターの運営及び介護予防事業	広島県広島市南区東本浦町26-8-2F	
指定特定施設入居者生活介護事業を行う広島八景園の運営及び介護予防特定施設入居者生活介護事業	広島県広島市南区仁保一丁目1番20号	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年7月26日 第25期決算の同意  
 令和3年7月30日 第25期決算の承認  
 令和4年5月20日 第27期事業計画・予算の同意  
 令和4年5月31日 第27期事業計画・予算の承認

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

広島市南区在宅医療相談支援窓口

- (9) その他

新型コロナワクチン連携型接種施設

様式 2

法人名 医療法人 社団 広島厚生会

※医療法人整理番号

所在地 広島市南区仁保一丁目6番18号

財 産 目 録  
(令和4年5月31日現在)

1. 資 産 額	5,509,012 千円
2. 負 債 額	305,394 千円
3. 純 資 産 額	5,203,618 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,746,565
B 固 定 資 産	1,762,447
C 資 産 合 計 (A+B)	5,509,012
D 負 債 合 計	305,394
E 純 資 産 (C-D)	5,203,618

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 社団 広島厚生会

※医療法人整理番号

所在地 広島県広島市南区仁保一丁目6番18号

貸 借 対 照 表

(令和4年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	3,746,565	I 流動負債	305,394
現金及び預金	3,410,683	未払金	126,595
医業未収金	315,039	未払費用	20,360
薬品衛生材料	7,262	未払法人税等	44,593
立替金	105	未払消費税等	3,745
前払費用	2,265	預り金	18,927
未収入金	12,939	預り保証金	12,574
貸倒引当金	△ 1,942	賞与引当金	78,600
前払金	214		
II 固定資産	1,762,447		
1 有形固定資産	1,568,657	II 固定負債	0
建物	705,411		
建物付属設備	62,735		
構築物	2,866		
工具器具備品費	2,276		
土地	778,702		
設備造作	5,418		
医療機器	11,249		
2 無形固定資産	6,268		
電話加入権	655		
ソフトウェア	5,613		
3 その他の資産	187,522		
出資金	50		
敷金	630		
保険料積立金	180,646		
繰延消費税額等	6,196		
		負債合計	305,394
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 積立金	5,203,618
		設立等積立金	95,828
		繰越利益積立金	5,107,790
		II 評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	5,203,618
資産合計	5,509,012	負債・純資産合計	5,509,012

(注) 1 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 3 - 2

法人名 医療法人 社団 広島厚生会

※医療法人整理番号

所在地 広島市南区仁保一丁目6番18号

貸 借 対 照 表

(令和4年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	・ 3,746,565	I 流 動 負 債	305,394
II 固 定 資 産	・ 1,762,447	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	1,568,657	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	6,268	負 債 合 計	・ 305,394
3 そ の 他 の 資 産	187,522	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 積 立 金	5,203,618
		(うち代替基金)	0
		II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	・ 5,203,618
資 産 合 計	・ 5,509,012	負 債 ・ 純 資 産 合 計	・ 5,509,012

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 社団 広島厚生会 ※医療法人整理番号                  

所在地 広島県広島市南区仁保一丁目6番18号

損 益 計 算 書  
(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		1,923,069
2 事業費用		
(1)事業費	313,185	
(2)本部費	1,427,478	1,740,663
本来業務事業利益		182,406
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		410,795
2 事業費用		307,405
附帯業務事業利益		103,390
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
<b>事業利益</b>		285,796
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	6	
その他の事業外収益	68,413	68,419
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	0	
その他の事業外費用	81,244	81,244
<b>経常利益</b>		272,971
<b>IV 特別利益</b>		
助成金収入	82,048	
その他の特別利益		82,048
<b>V 特別損失</b>		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	5,299	5,299
<b>税引前当期純利益</b>		349,720
法人税・住民税及び事業税		75,426
<b>当期純利益</b>		274,294

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式4-2

法人名 医療法人 社団 広島厚生会  
 所在地 広島県広島市南区仁保一丁目6番18号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	・ 1,923,069
2 事業費用	・ 1,740,663
本来業務事業利益	・ 182,406
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	・ 410,795
2 事業費用	・ 307,405
附帯業務事業利益	・ 103,390
事業利益	・ 285,796
II 事業外収益	・ 68,419
III 事業外費用	・ 81,244
経常利益	・ 272,971
IV 特別利益	・ 82,048
V 特別損失	・ 5,299
税引前当期純利益	・ 349,720
法人税等	・ 75,426
当期純利益	・ 274,294

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人社団 広島厚生会  
 所在地 広島市南区仁保一丁目6番18号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)



## 監事監査報告書

医療法人社団 広島厚生会  
理事長 米川 智 様

私たちは、医療法人社団 広島厚生会の第26期（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年7月15日

医療法人社団 広島厚生会

監事

監事